

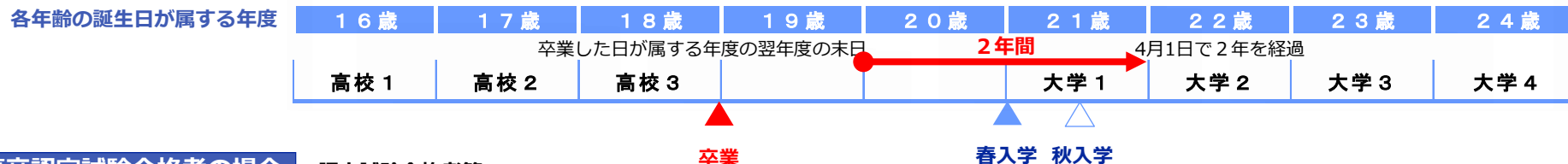
大学等に進学するまでの期間に関する要件①

【基本的な考え方】 高校等の卒業から大学等への入学までの期間により、選考対象者か否かの判定を行う。

(入学年度 = 予約採用の申請年度 + 1)

高校等の卒業者の場合

(始) 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日 から
(終) 確認大学等に入学した日 まで
の期間が2年を経過していない者



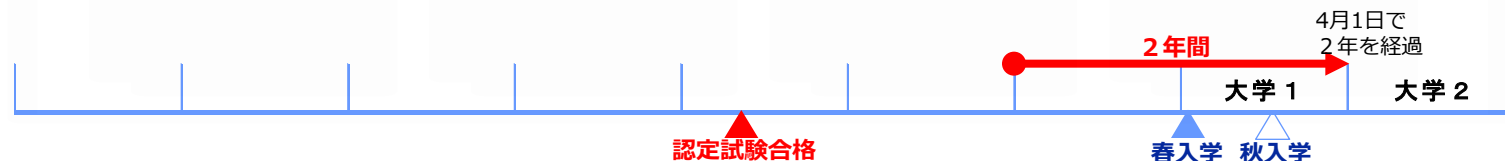
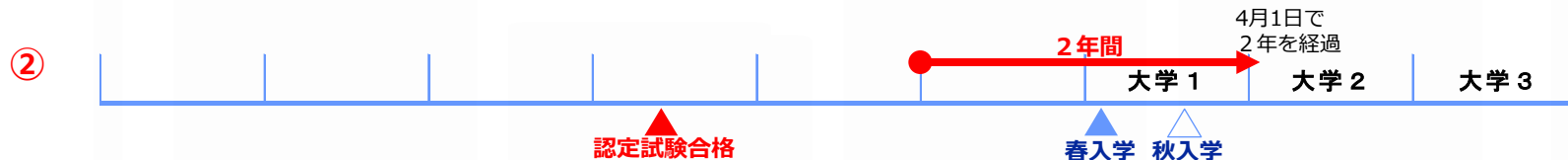
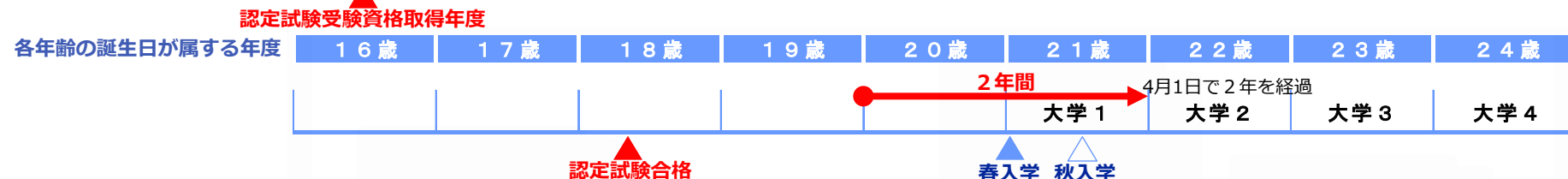
高卒認定試験合格者の場合

認定試験合格者等

① (始) 認定試験受験資格取得年度の初日 から
(終) 認定試験合格の日 まで
の期間が5年を経過していない者等

又は
5年を経過した後も引き続き学修意欲を有する者として機構が認める者

② (始) 当該認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日 から
(終) 確認大学等に入学した日 まで
の期間が2年を経過していない者



大学等に進学するまでの期間に関する要件②

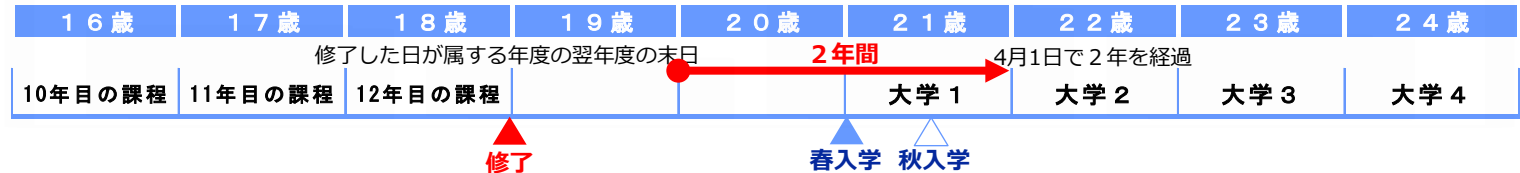
海外の教育機関の修了者等の場合

学校教育法施行規則第150号第1号、第2号若しくは第4号に該当する者

(始) 学校教育法施行規則第150号第1号、第2号若しくは第4号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日 から
(終) 確認大学等に入学した日 まで
の期間が2年を経過しない者

各年齢の誕生日が属する年度

外国において、学校教育における12年の課程を修了した場合

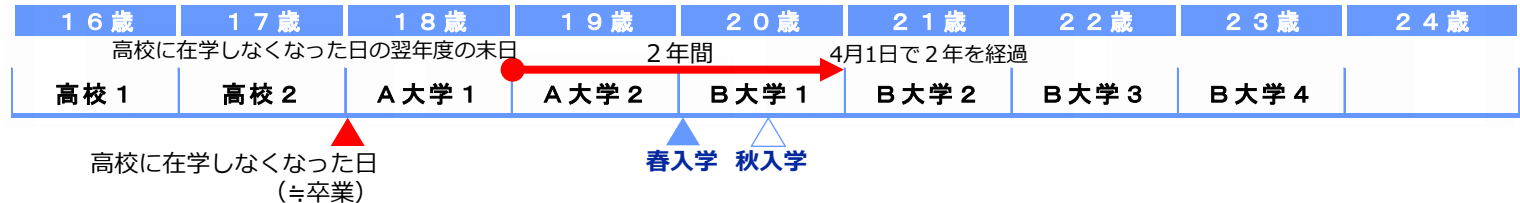


「飛び入学者」が飛び入学先の大学を退学し、他の大学に入学する場合

学校教育法施行規則第150条第6号又は同令第183条第2号に該当する者

(始) 高等学校に在学しなくなった日の属する年度の翌年度の末日 から
(終) 確認大学等に入学した日 まで
の期間が2年を経過しない者

各年齢の誕生日が属する年度

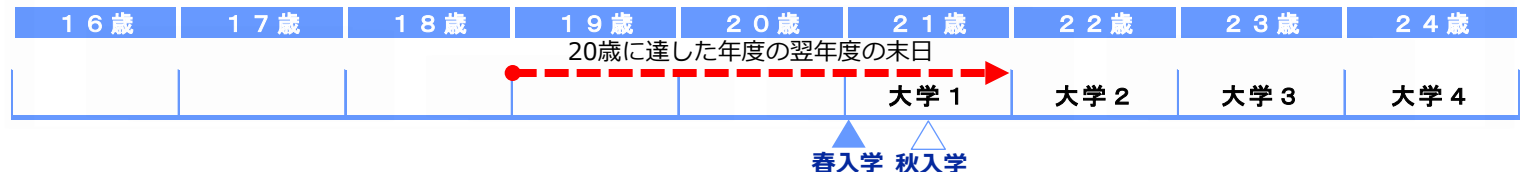


個別の入学資格審査を経て入学する場合

学校教育法施行規則第150号第7号又は同令第183号第3号に該当する者

(終) 20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日 までに確認大学等に入学した者
(20歳に達した年度の翌年度の末日を越えて入学した場合は対象外)

各年齢の誕生日が属する年度



国の教育ローン（日本政策金融公庫）		入学前	入学後
貸付限度額	350万円以内（学生1人あたり） ※一定の要件に該当する場合は、子供1人につき上限450万円まで借入れ可能		
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応。 （例：子供2人の場合、世帯年収が890万円以内）		
利息	年2.65%（固定金利） ※令和7年1月時点		
備考	・日本学生支援機構の奨学金との併用可。受験費用は合格前から借入れ可能（融資の対象となる学校に在籍していることが必要）。 ・低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や保証料の優遇制度あり。		
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html		

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】 （都道府県社会福祉協議会）		入学前	入学後
貸付限度額	①教育支援費 ＜大学＞ 月額6万5千円以内 ＜短大等＞ 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内		
対象	資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）等		
保証人	不要（世帯内で連帯借受人が必要）		
利息	無利子		
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後20年以内		
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会（市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは、都道府県社会福祉協議会にお問合せください。） 【参考】都道府県社会福祉協議会お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshako/index.html		

入学時特別増額貸与奨学金（日本学生支援機構）		入学後
貸与金額	10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択	
対象	・予約採用（高3の春又は秋に実施）により、第一種奨学金または第二種奨学金の貸与を入学年月分から利用する方（給付型奨学金の支給により貸与額が0円となる場合を含む）（入学時特別増額貸与奨学金のみの申請はできません）。 ※日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んだものの、審査の結果融資を受けられなかったことが利用条件となります。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。	
利息	年1.105%（固定金利の場合） ※令和5年3月時点	
備考	・第一種奨学金または第二種奨学金の初回交付時に併せて振り込まれる（1回限り）。 ・貸与終了後（卒業後）に第一種奨学金または第二種奨学金と併せて返還する。	
問合せ先	日本学生支援機構 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/nyuzo/index.html	

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資		入学前
貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。	
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方。	
利息	年2.40%程度（固定金利） ※令和6年5月1日時点	
備考	・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。	
問合せ先	一般社団法人 全国労働金庫協会 https://all.rokin.or.jp/	

家計急変時の支援に関する学生等への案内（詳細版）

予期できない事由（下表該当事由）により、家計が急変した場合は、授業料等減免及び（日本学生支援機構が実施する）給付型奨学金の緊急支援を申し込むことができます。

1. 家計急変の事由と証明書類

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合、緊急支援を申し込むことができます。

事由（※注1）	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記の <u>いずれか</u> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票の除票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又はは両方）が <u>事故又は病気</u> により、3か月以上、就労が困難	下記のすべて ・医師による診断書 ・（被雇用者の場合）雇用主による病気休暇（休職）等に係る証明書（※注2）
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業（※注3）の場合に限る。）	・雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面）（※注4）
D：生計維持者又は本人が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書
E：本人が父母等による <u>暴力等から避難</u> するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった（※注5）	・公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）

【注】

- (1) 本制度は、低所得世帯の学生等に限って支援の対象とするものであり、家計が急変する事由が生じたことにより、収入が減少していることが前提となります。このため、収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、本制度の緊急支援の対象としては想定していませんが、年2回実施する定期的な申し込みや、貸与型奨学金緊急・応急採用への申込は可能です。（審査の上、要件を満たす場合はこれらの支援の対象となります。）
- (2) 雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）について、当該休暇（休職）の期間を記載した証明書（様式又はこれに準ずる書面）の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成を依頼してください。また、傷病により就労困難となった者が個人事業主の場合は、「事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書」（様式）の提出

が必要です。

- (3) 「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下記の離職理由コード【 11(1A)、 12(1B)、 21(2A)、 22(2B)、 23(2C)、 31(3A)、 32(3B)、 33(3C)、 34(3D)】に該当する場合をいいます。

11(1A) 解雇(1B 及び 5E※に該当するものを除く)
12(1B)天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21(2A) 特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22(2B) 特定雇止めによる離職 (雇用期間 3 年未満等更新明示あり)
23 (2C) 特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満等更新明示なし)
24(2D) 契約期間満了による退職(2A、2B 又は 2C に該当するものを除く。)
25(2E) 定年退職、移籍出向
31(3A) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32(3B) 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33(3C) 正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は 3Dに該当するものを除く)
34(3D) 特定の正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6月以上 12 月未満)
40(4D) 正当な理由のない自己都合退職
45(4D) 正当な理由のない自己都合退職(受給資格等決定前に被保険者期間が2か月以上)
50(5E) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇
55(5E)被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇(受給資格等決定前に被保険者期間が 2 か月以上)

上記の「非自発的失業」に該当しない、下記の事由については、被災した場合(前頁表中 D に該当する場合)を除いて、授業料等減免及び給付型奨学金制度における、家計急変による緊急支援の対象とはなりませんが、年 2 回実施する定期採用への申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能です。(審査の上、要件を満たす場合に、支援対象となります。)

- ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
- ・定年退職等、非自発的失業 (上記 (3) 参照) に該当しない離職

(4) 傷病手当金受給中など、雇用保険受給資格者証の発行ができないために雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険被保険者離職票(離職年月日と離職理由コードが記載されたもの)と「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」(様式)の提出が必要です。

- (5) この事由の対象となるのは、

- ① 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助又は同法第 31 条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 34 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第 36 条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者(避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む)

です。

なお、父母がもう片方の父母から暴力等を受け、これから退避するために同伴されて上記の施

設等において保護又は一時保護を受けることとなった者も対象となり得ます。また、本人が自身の配偶者から暴力等を受けた場合にもこの事由の対象となり得ます。

2. 支援対象者の要件（基準）

- （１）所得：年間所得の見込額（家計急変後の所得を基に推計）が、基準を下回ること
- （２）資産：家計急変以外の場合と同じ（申込・届出時点で当該基準を下回ること）
- （３）学業その他：家計急変以外の場合と同じ

3. 申込に必要な書類（提出書類）

申込時、下記の書類全て（①～⑤）を提出する必要があります。

① 申請書（様式）

② 事由に関する証明書類（１．の表に掲げる証明書類）

③ マイナンバー提出書類（学生本人 及び 全ての生計維持者（ただし、死亡及び暴力等から避難事由の場合、急変事由が生じた生計維持者の分は提出不要））

※所属の学校を経由せず、学生本人から日本学生支援機構に直接送付します。

④ 予期できない事由（１．の表に掲げる事由）が発生した該当者の事由発生後の所得を証明する下記の書類（ただし、死亡及び暴力等から避難事由の場合、提出不要）

- ・雇用主が発行した、給与明細書（事由発生後、毎月分）

※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要

※賞与 がある場合は、賞与明細書の提出が必要

- ・その他の所得がある場合、それを証明する書類

※住民税の課税対象となる全ての所得を含みます。（住民税の課税対象とならない収入は申告不要です。）

⑤ 学生本人及び全ての生計維持者の最新の所得（課税）証明書（ただし、死亡及び暴力等から避難事由の場合、急変事由が生じた生計維持者の分は提出不要）※給付型奨学金に申し込み、上記③を日本学生支援機構に直接送付した場合は、⑤の提出を省略できます。

※学生本人が外国籍の場合は、「在留カードの写し」等を提出する必要があります。

4. 申込・支援開始までの流れ

① 事前相談

予期できない事由（１．の表に掲げる事由）により、家計が急変した場合、その事由が発生したときから３か月以内に（進学前に家計が急変した新入生については入学後３か月以内に）、申し込む必要があります。なるべく早い時期に、所属する大学等に、「事前相談」を行ってください。この事前相談において、必要な書類や今後の手続きについて、詳しい説明を受けてください。

② 申請

３．に掲げる書類を、所属大学等に提出してください。（あわせて給付型奨学金を申し込む者については、所属大学等からまとめて、日本学生支援機構に提出されます。）

③ 審査

所属大学等及び日本学生支援機構において、提出書類等を確認の上、審査を行います。

④ 採用・支援開始

③の審査の結果を受けて、採用された者については、速やかに支援を開始します。

5. 支援中の届出（必須）

支援開始月から６か月経過後、３か月毎（事由発生から 15 か月経過後は、事由発生の翌々年 10 月までの間 1 年毎）に、下記の書類を提出する必要があります。書類の提出の遅れや不備によって、当該期間の支援が中断される場合があります。

① 家計急変現況届《給付奨学金》、継続願《授業料減免》

② 予期できない事由（１．の表に掲げる事由）が発生した該当者の所得を証明する下記の書類

- ・雇用主が発行した、給与明細書（事由発生後、毎月分）

※申込時に提出したものに追加して提出

※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要

- ・その他の所得がある場合、それを証明する書類

ただし、死亡事由等、急変事由が生じた生計維持者が存在しない場合、生計維持者が生活保護を受給している場合や再婚等により生計維持者の変更が生じた場合を除く）は、提出不要です。

6. 支援中の額の変更等

５．で提出された資料に基づき、３か月毎（事由発生から 15 か月経過後は、事由発生の翌々年 10 月までの間 1 年毎）に審査を行い、支援区分（第Ⅰ区分（満額支援）、第Ⅱ区分（2/3 支援）、第Ⅲ区分（1/3 支援））を判定します。判定の結果、支援額が変更になったり、支援が停止されたりすることがあります。

なお、家計急変の場合に限らず、本制度においては、学業の基準を満たさないと判定された場合は支援の打ち切りになることがありますので、しっかり学業に励むことが重要です。学校から懲戒処分を受けた場合なども支援の打ち切りになることがあります。

◎ 手続の時期と内容

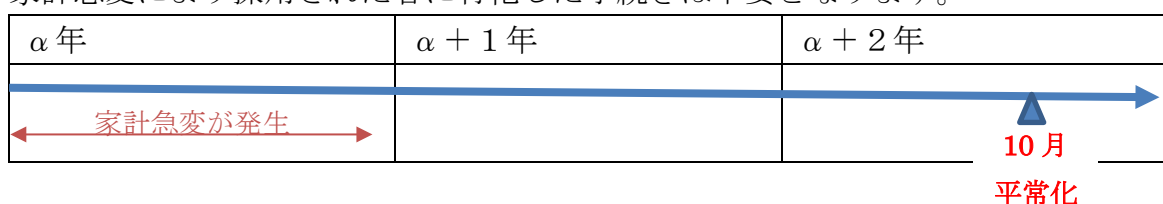
時期（例）	手続内容
N 月（例：5 月）	★家計急変の事由発生（例：5 月 3 日）
N+1 ～ N+3 月 （6 月～8 月）	【学生→大学等】事前相談、申請手続き （例：5/3 に事由発生であれば、8/3 が申請期限） 【学生等→大学等（→機構）】 ※（N+1 月～N+3 月）の所得証明等を提出
N+4 月 （9 月）	【（機構→）大学等→学生等】 認定、結果通知、支援開始 ※申請を行った月分からの支援となります。
N+7 月 （12 月）	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+1 月～N+6 月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
N+10 月 （3 月）	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+1 月～N+9 月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
N+13 月 （6 月）	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+1 月～N+12 月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
N+25 月 （6 月）	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+13 月～N+24 月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
平常化	【機構】マイナンバー情報連携で所得情報を取得し、適格認定 【（機構→）大学等→学生等】 結果通知、（要すれば）支援区分変更

三カ月スパンで確認

平常化までの間、
一年スパンで確認

（※）平常化

α 年 1 月から 12 月に家計急変事由が発生した場合、 $\alpha + 2$ 年の 10 月分から平常化し、家計急変により採用された者に特化した手続きは不要となります。



7. 留意事項

(1) 虚偽申告について

申込及び届出において申告した内容に虚偽があるなど不正が判明した場合、それまでに支援した額の最大 1.4 倍の額の返還を求めることがあります。申告内容の正確性を期すようにしてください。

(2) 返還

虚偽申告の場合に限らず、学校から懲戒処分を受けたり、学業成績等が著しく悪いと判定されたりした場合、支援が打ち切りになるだけでなく、それまでに支援を受けた額の全部又は一部の返還等を行うことになる場合があります。

令和 年 月 日

証 明 書

下記の者については、父母等からの暴力等を理由として保護したことを証明する。

証明対象者氏名

証明対象者生年月日 年 月 日

保護施設への入所年月日 年 月 日

所 在 地

証明機関名称及び代表者氏名

電 話 番 号

公的機関が、公的機関以外の民間の保護施設（自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルター等）において保護されていることを証明する場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地（※）

保護施設名称及び代表者氏名（※）

電 話 番 号

※ 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

〔注意事項〕

- 給付奨学金（家計急変採用）において事由Eの申請対象となるのは、次のいずれかに該当する者である。
 - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活 援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
 - 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項第3号の規定による一時保護 を受けることとなった者又は同法第36条に規定する婦人保護施設に入所すること となった者
 - その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者（避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む）
- 「証明書欄」は、自治体等の公的機関が記入すること。
- この証明書は、父母からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談所及び婦人相談所、障害者虐待に関する相談・通報窓口、自治体等の公的機関が発行するものであり、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」）の奨学金に係る家計急変採用に申請する際、必ず申請者本人（学生等）から所属する学校へ提出すること（機構の奨学金に申し込まず、授業料等減免のみ申請する者の場合、所属する学校へ提出すること）。
- なお、この証明書は、申請者に対し父母からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意すること。

事 務 連 絡
令和元年 6 月 18 日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 御中

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における
市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について

先般、国会において、「大学等における修学の支援に関する法律」が可決され、成立しました。本法は、意欲ある高校生等が経済的理由で進学をあきらめることがないよう、大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減するものであり、本法及び関係法令に基づく、授業料等減免と学資支給（給付型奨学金の支給）の新たな制度（以下「新制度」という。）については、令和 2 年 4 月からの実施を予定しています。

新制度の実施に向けて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）では、来年度に進学を予定している高校生等を対象とした、給付型奨学金の予約採用手続きを、本年 6 月中旬から始めることとしています。

新制度の対象となるのは、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生等であり、具体的には、別紙 1 の通り、市町村民税に係る情報により所得に関する要件を規定することとしています。機構は、新制度の申込者（高校生等）からその生計維持者（原則父母）のマイナンバーの提出を求め、これを利用して、機構から市町村に対し、市町村民税に関する情報を照会することとしています。ただし、申込者の生計維持者が事情によりマイナンバーを提出することができない場合や、申込者本人の市町村民税の情報を確認する必要がある場合には、申込者から、所定の項目が記載された課税証明書等の証明書の提出を求めることとしています。

については、新制度の円滑な実施のため、高校生等の手続きに関わる下記の内容につき、各都道府県の市区町村担当課に対して、都道府県内市区町村に対する周知を依頼（指定都市にあっては、貴団体内の市民税担当課に対する周知を）いただくようお願いいたします。

記

- 1 新制度における所得に関する要件（別紙 1 参照）に該当することの確認にあたっては、申込者から機構に提出されるマイナンバーを利用し、機構から市町村に

対して、市町村民税に関する情報照会を行うこととなっていること。

- 2 申込者の生計維持者が事情によりマイナンバーを提出することができない場合や、申込者本人の市町村民税の情報を確認する必要がある場合には、申込者から機構に対し、市町村民税の所得割に関する下記（イ）～（ト）の項目（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとする。）について、課税証明書等の証明書を提出するよう求めていることから、高校生等やその保護者から当該証明書の発行の求めがある場合には、協力していただきたいこと。

イ) 課税標準額【特定個人情報項目コード TK0000002000000810】

ロ) 調整控除の額【同 TK0000002000001020（市町村民税_調整控除額）】

ハ) 税額調整額【同 TK0000002000001090（市町村民税_調整額）】

ニ) 扶養親族の数【同 TK0000002000000570（配偶者控除等）、TK0000002000000590（扶養控除一般）、TK0000002000000600（扶養控除特定）、TK0000002000000610（扶養控除老人）、TK0000002000000630（16歳未満扶養親族）】

ホ) 控除等に係る本人該当区分【同 TK0000002000000710（控除対象障害者）、TK0000002000000720（控除対象寡婦（寡夫））】

ヘ) 合計所得金額【同 TK0000002000000040】

ト) 総所得金額等【同 TK0000002000000030】

- 3 各市町村における所定の課税証明書等の様式により上記（イ）～（ト）の項目について確認できない場合には、別紙2の「授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書（補足）」またはこれに代わる書面を、所定の課税証明書等とあわせて交付していただきたいこと。

なお、本協力依頼については、総務省自治税務局市町村税課に協議済みであることを申し添えます。

以上

(担当)

文部科学省高等教育局学生・留学生課奨学事業係

電話 03-5253-4111（内線：3051）

E-mail gakushi@mext.go.jp

授業料等減免・給付型奨学金の新制度における、所得に関する要件

対象者本人及びその生計維持者について基準式（市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額））に基づき算定された額（零を下回る場合には零とし、100円未満の端数がある場合には切り捨てる。）を合算した額が、以下に該当すること。

基準式に基づき算定された額	新制度における支援額
A 100円未満の場合	所定の支援額
B 100円以上25,600円未満の場合	Aの支援額の2/3の額
C 25,600円以上51,300円未満の場合	Aの支援額の1/3の額

※ B、Cの場合の額に100円未満の端数がある場合には100円に切り上げる。

（※算定について）

- ・ 支援が行われる月の属する年度（その月が4月から9月までであるときは、その前年度）分のもので算定
- ・ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、上記の（調整控除の額＋税額調整額）に4分の3を乗じた額とする。
- ・ 地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、上記基準式に基づき算定された額は零とする。
- ・ 市町村民税の所得割の賦課期日において国内に住所を有しない者等については、上記基準式によらず別に文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

上記の内容については、関係政省令に規定する予定です。

（政令案の概要）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/28/1417253_001.pdf

（省令案の概要）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/28/1417253_002.pdf

殿

(氏名)

授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書（補足）

大学等における修学の支援に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、授業料等減免及び学資支給金（給付型奨学金）の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。）については、下記の通りです。

令和____年度（令和____年分）の所得等

- 課税総所得金額 _____ 円
- その他の課税所得金額の合計 _____ 円
- 合計所得金額 _____ 円
- 総所得金額等 _____ 円
- 扶養親族の合計 _____ 人（※同一生計配偶者を含む）
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
特別障害 その他の障害 特別寡婦 寡婦・寡夫
勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 _____ 円
- 税額調整額 _____ 円

日付 令和____年____月____日

市区町村名 _____

担当部局課名 _____

公印

(参考)

Q&A

Q1: 事務連絡に記載の「申込者の生計維持者が事情によりマイナンバーを提出することができない場合」とは、具体的にどのような場合を想定していますか。

A1: 具体的には、重度の傷病で自筆できないなど、極めて限定的な場合を想定しています。(関係法令に則って、新制度の申込者に対しては、手続きの簡素化による申込者の負担軽減と事務の効率化の双方の観点から、マイナンバー提出が「必要」と案内しています。)

Q2: 「申込者の生計維持者が事情によりマイナンバーを提出することができない場合」として、どの程度の件数が見込まれますか。

A2: 仮に、新制度の対象者を一定の仮定のもと最大約 75 万人(生計維持者は各 2 人として 150 万人)と見積もった場合、申込者の 0.1%程度(昨年の奨学金事務における実態をもととした割合)がマイナンバー未提出と仮定すれば、申込者本人を除いて 1,500 人程度がマイナンバー未提出と見込まれます。(全国に市町村は 1,700 程度存在するため、単純計算で、1 市町村につき該当者 1 人程度となります。)

Q3: 事務連絡には「本人の市町村民税の情報を確認する必要がある場合」とありますが、具体的にどういった場合を想定されていますか。本人についても、生計維持者と同様に、マイナンバーにより情報連携することが基本となるのでしょうか。

A3: 2019 年の申込においては、申込者本人(高校生等)については、マイナンバーによる情報連携ができないため、具体的には、本人が市町村民税を課税されている場合(概ね、未成年であれば額面で 200 万円以上、成年であれば額面で 100 万円以上の収入がある場合)のみ、紙の証明書の提出を求めることとしています。2020 年 6 月以降の申込においては、本人分も生計維持者と同様にマイナンバーによる連携ができる予定ですので、マイナンバーが提出される限り、紙の証明書の提出を求めることは想定していません。

Q4: 「各市町村における所定の課税証明書等の様式により指定の項目について確認できない場合には、別紙 2 またはこれに代わる書面を交付」とありますが、これら書面には公印が必要ですか。所定の課税証明書等に指定の項目について付記する等の対応で代えてもかまいませんか。

A4: 書面の真正性の確保の観点から、公印がある書面が望ましいと考えていますが、これにより難しい場合は、少なくとも当該書面に担当部局課名を明記し、各市町村

によって発行されたことが分かる書面（例えば、レターヘッド付き用紙や偽造・改ざん防止処理を施した用紙等に印刷したもの）を交付いただきたいと考えています。所定の課税証明書等に指定の事項を付記する場合も、同様に御対応いただくよう、お願いします。

※ 新制度に関する一般的な Q&A については、文部科学省ホームページに掲載していますので、御参照下さい。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm)

事 務 連 絡
令和3年10月1日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 御中

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

高等教育の修学支援新制度における市町村民税情報の提供の円滑化に関する
協力依頼及び標準補足様式の改訂について

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）が開始され、約1年が経過しました。本制度は、意欲ある高校生等が経済的理由で進学をあきらめることがないよう、大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減するものであり、本法及び関係法令に基づく、授業料等減免と学資支給（給付型奨学金の支給）を行う制度です。

新制度の実施について、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）では、来年度に進学を予定している高校生等を対象とした給付型奨学金の予約採用手続きを、本年4月から実施しており、また9月以降も引き続き、在学している学生等を対象とした在学採用手続きを実施しております。これらの採用手続において使用される住民税情報においては、ひとり親控除の創設等の税制改正を踏まえたものとなることから、「高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」（令和元年6月18日付）で周知させていただきました「授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書（補足）」を改訂させていただきました。同事務連絡において、各市区町村に対する周知と協力を依頼した事項について、この度の標準補足様式が改訂されたことについても、同事務連絡と同様の取り扱いをお願いいたします。

なお、本件については、総務省自治税務局市町村税課に協議済みであることを申し添えます。

以上

（本件問合せ先）

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線3410）

e-mail: gafutankeigen@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

殿

(氏名)

授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書（補足）

大学等における修学の支援に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、授業料等減免及び学資支給金（給付型奨学金）の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。）については、下記の通りです。

令和____年度（令和____年分）の所得等

- 課税総所得金額 _____ 円
- その他の課税所得金額の合計 _____ 円
- 合計所得金額 _____ 円
- 総所得金額等 _____ 円
- 扶養親族の合計 _____ 人（※同一生計配偶者を含む）
 - （内訳）扶養親族（特定） _____ 人
 - 扶養親族（一般） _____ 人
 - 扶養親族（老人） _____ 人
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○

特別障害	その他の障害	寡婦	ひとり親
勤労学生	未成年		

(税額控除 内訳)

- 市町村民税調整控除の額 _____ 円
- 市町村民税税額調整額 _____ 円

日付 令和____年____月____日

市区町村名 _____

担当部局課名 _____

公印

事 務 連 絡
令和4年12月19日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 御中

文部科学省 高等教育局 学生支援課

高等教育の修学支援新制度における市町村民税情報の提供の円滑化に関する
協力依頼及び標準補足様式の改訂について

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）が開始され、約2年が経過しました。本制度は、意欲ある高校生等が経済的理由で進学をあきらめることがないように、大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減するものであり、本法及び関係法令に基づく、授業料等減免と学資支給（給付型奨学金の支給）を行う制度です。

新制度の実施について、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）において採用手続を実施しております。

新制度の対象となるのは、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生等であり、市町村民税に係る情報により所得を確認しており、機構は、新制度の申込者（高校生等）からその生計維持者（原則父母）又は本人のマイナンバーの提出を求め、これを利用して、機構から市町村に対し、市町村民税に関する情報を照会しています。

ただし、事情によりマイナンバーを提出することができない場合には、申込者から、所定の項目が記載された課税証明書等の証明書の提出を求めることとしています。

これらの採用手続において使用される住民税情報においては、「独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和4年政令第284号）が本年10月1日から施行されたことに伴い、「高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」（令和元年6月18日付 文部科学省高等教育局学生・留学生課事務連絡）における別紙2「授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書（補足）」を別紙1のとおり改訂いたしました。この度の標準補足様式が改訂されたことについて、新制度の円滑な実施のため、各都道府県の担当課に対して、域内市区町村の住民税担当に対する周知を依頼（指定都市にあっては、貴団体内の市民税担当課に対する周知を）いただくようお願いいたします。

以上

（本件問合せ先）
文部科学省 高等教育局 学生支援課
高等教育修学支援室
電話：03-5253-4111（代表）（内線 3495、3410）
e-mail: gafutankeigen@mext.go.jp
※ お問合せは、メールにてお願いします。

殿

(氏名)

授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書（補足）

大学等における修学の支援に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、授業料等減免及び学資支給金（給付型奨学金）の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。）については、下記の通りです。

令和 年度（令和 年分）の所得等

- 課税総所得金額 円
- その他の課税所得金額の合計 円
- 合計所得金額 円
- 総所得金額等 円
- 扶養親族の合計 人 (※同一生計配偶者を含む)
- 内、扶養控除（一般）の人数 人 (※特定・老人以外の扶養控除対象)
- 扶養控除（特定）の人数 人
- 扶養控除（老人）の人数 人
- 16歳未満扶養親族の人数 人

- **本人該当区分** ※以下のうち、該当するものに○
- | | | | | | |
|------|--------|----|------|------|-----|
| 特別障害 | その他の障害 | 寡婦 | ひとり親 | 勤労学生 | 未成年 |
|------|--------|----|------|------|-----|

(税額控除 内訳)

- | | |
|---------------|---|
| ● 市町村民税調整控除の額 | 円 |
| ● 市町村民税税額調整額 | 円 |

日付 令和 年 月 日

市区町村名

担当部局課名

公印

(令和4年12月改訂版)

(令和6年4月改訂)

減免額算定基準額の算定における海外居住者の扱いについて

1. 国内に住所を有しない者に関する取扱い

支援区分の認定のための減免額算定基準額は、市町村民税の所得割の課税標準額等をもとに算定するものであるが、市町村民税の賦課期日(1月1日)に日本国内に住所を有しない者(以下、海外居住者)は、その年度の住民税が課されていないため、適切な減免額算定基準額を計算することができない。

このため、課税標準額等に準ずるものをもって減免額算定基準額を算定することとする。

(施行令第2条第2項ただし書き及び施行規則第19条第1項第1号)

2. 課税標準額等に準ずるもの

下記の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額を「減免額算定基準額」という。

$$\text{算式} \quad \text{市町村民税の所得割の課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除の額} + \text{市町村民税額調整額})$$

ただし、地方税法の市町村民税所得割非課税である者(地方税法第295条第1項各号及び附則第3条の3第4項)に該当する場合は、減免額算定基準額=0とする。

(1) 課税標準額に準ずるもの(施行規則第19条第2項第1号関係)

以下の①から②を控除した額とする。 ※下線部は地方税法の考え方をういて算定。

① 合計所得金額に準ずるもの: 以下(ア)(イ)(ウ)を合算した額とする。

(ア) 給与収入金額(控除前) - 給与所得控除額に相当する額

(イ) 公的年金等収入金額(控除前) - 公的年金等控除額に相当する額

(ウ) 給与及び年金以外の各所得(経費等控除後。負の値は0とする)
の合算額

前年1月1日から12月31日の間の各収入金額等について、申込者等からの申告を求め、提出された証明書により確認する。

② 所得控除額に準ずるもの: 以下(ア)(イ)を合算した額とする。

(ア) 人的控除の額に準ずるもの(世帯構成等に関する申込者等からの申告に基づき、地方税法の考え方をういて、基礎控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除及び勤労学生控除に相当するものについて、それぞれ算定し合算したもの。)

(イ) 社会保険料控除の額に準ずるもの: ①(ア)(イ)(ウ)の所得を合算した額の15%とする。

(2) 調整控除の額及び税額調整額に準ずるもの(施行規則第19条第2項第2号関係)

地方税法の考え方をういて、調整控除の額及び税額調整額に相当するものをそれぞれ算定する。この際、(1)①を同法における「合計所得金額」及び「総所得金額等」とみなし、(1)②(ア)をそれぞれ同法における人的控除とみなすこととする。**ただし、令和4年10月1日以降に算定する減免額算定基準額については、申込者等が早生まれ(※)であって、生計維持者が申込者等を扶養している場合は、上記に7,200円を加えた額とする。**

※扶養控除の対象(控除対象扶養親族)と判定された時点の年齢が18歳であって、生年月日が1月2日～4月1日のいずれかである者

(3) 非課税である者に準ずるもの

(施行規則第19条第2項柱書「(同項本文に規定する～零)」関係)

地方税法の考え方をういて、非課税である者に相当するものに該当するか否かを判断し、該当する場合は減免額算定基準額を0(零)とする。この判断に際し必要となる、合計所得金額、総所得金額等、人的控除の額、調整控除の額、税額調整額に相当する額については、(1)及び(2)で算定したものをを用いる。

※海外居住者は生活扶助を受給しないため、地方税法第295条第1項第1号については、勘案しない。

※「施行令」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)をいう。
※「施行規則」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)をいう。

減免額算定基準額の算定における、家計が急変した学生等の扱いについて

1. 生計維持者の死亡、災害等により緊急に支援が必要となった者に係る支給額算定基準額の算定に関する取扱い

支援区分の認定のための減免額算定基準額は、市町村民税の所得割の課税標準額等をもとに算定するものであるが、生計維持者の死亡、災害等により家計に急変（以下、家計急変）が生じた者は、家計急変が生じた年度及びその次年度の住民税が家計急変前の収入を含めた年収を基に課されているため、これにより減免額算定基準額を算出すると、家計急変後の状況が反映されず、実態との乖離が生じる。

このため、課税標準額等に準ずるものをもって減免額算定基準額を算出することとする。
※家計急変事由が発生していない生計維持者や申請者本人については、通常通り減免額算定基準額を算出する。

（施行令第2条第2項ただし書き
及び施行規則第19条第1項第2号）

2. 課税標準額等に準ずるもの

下記の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額を「減免額算定基準額」という。

算式 市町村民税の所得割の課税標準額⁽¹⁾ × 6% - (市町村民税調整控除の額 + 市町村民税額調整額)⁽²⁾

ただし、地方税法の市町村民税所得割非課税である者（地方税法第295条第1項各号及び附則第3条の3第4項⁽³⁾）に該当する場合は、減免額算定基準額＝0（零）とする。

(1) 課税標準額に準ずるもの（施行規則第19条第2項第1号関係）

以下の①から②を控除した額とする。

- ① 合計所得金額に準ずるもの：以下(ア)(イ)(ウ)を合算した額とする。
 (ア) 給与収入金額※（控除前）－給与所得控除額に相当する額
 (イ) 公的年金等収入金額※（控除前）－公的年金等控除額に相当する額
 (ウ) 給与及び年金以外の各所得※（経費等控除後。負の値は0とする）の合算額

※これらについて、提出された収入を証明する書類が、家計急変の事由発生後 n ヶ月分であれば、その合算額に12/nを乗じることにより年収（年間所得）に換算する。

② 所得控除額に準ずるもの：

申込者等の申告又は課税証明書等により確認できる、最新※の所得控除合計額

- ※上記が取得できなかった場合は、以下(ア)から(イ)を控除した額で代替する
 (ア) 申込者等の申告又は課税証明書等により確認できる、最新※の総所得金額等
 (イ) 申込者等の申告又は課税証明書等により確認できる、最新※の課税標準額

(2) 調整控除の額及び税額調整額に準ずるもの

（施行規則第19条第2項第2号関係）

申込者等からの申告又は課税証明書等により確認できる、直近の調整控除額及び調整額を、調整控除の額及び税額調整額に準ずるものとする。ただし、令和4年10月1日以降に算定する減免額算定基準額については、申込者等が早生まれ※であって、生計維持者が申込者等を扶養している場合は、上記に7,200円を加えた額とする。

※扶養控除の対象（控除対象扶養親族）と判定された時点の年齢が18歳であって、生年月日が1月2日～4月1日のいずれかである者

(3) 非課税である者に準ずるもの

（施行規則第19条第2項柱書「同項本文に規定する～零」関係）

地方税法の考え方をういて、非課税である者に相当するものに該当するか否かを判断し、該当する場合は減免額算定基準額を0（零）とする。この判断に際し必要となる、合計所得金額、総所得金額等に相当する額については(1)で算定したものをうい、扶養親族の数については申込者等からの申告又は課税証明書等により確認できる情報を用いる。

※減免額算定基準額は、家計急変の事由発生から十五カ月を経過するまでは原則として三カ月ごとに見直すこととする。その際の計算方法は上記2. (1)～(3)に準ずる。

※「施行令」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）をいう。
 ※「施行規則」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）をいう。
 ※「最新」とは、当該減免額算定基準額を決定すべき月における最新の年度をいう。

減免額算定基準額の算定における、進学のために本人が離職した場合の扱いについて

1. 進学のために離職した者に関する取扱い

支援区分の認定のための減免額算定基準額は、市町村民税の所得割の課税標準額等をもとに算定するものであるが、入学する(した)前年度の住民税が離職前の収入を含めた年収を基に課されているため、これを基に減免額算定基準額を算定すれば、本人が確認大学等に入学するために離職することにより世帯収入の減少が見込まれる場合に、実態との乖離が生じる。

このため、課税標準額等に準ずるものをもって減免額算定基準額を算定することとする。

(施行令第2条第2項ただし書き及び施行規則第19条第1項第3号)

2. 課税標準額等に準ずるもの

下記の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額を「減免額算定基準額」という。

$$\text{算式} \quad \text{市町村民税の所得割の課税標準額}^{(1)} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除の額} + \text{市町村民税額調整額})^{(2)}$$

ただし、地方税法の市町村民税所得割非課税である者(地方税法第295条第1項各号及び附則第3条の3第4項)に該当する場合は、上記算式により算出される額は0(零)とする。

次の条件①及び②をいずれも満たす場合

- ① 確認大学等に入学した日前1年以内に離職する予定(した)であること
- ② 離職する日の属する年度又はその翌年度の住民税が課税されていること

学生等本人については、(1)及び(2)の額を0(零)とみなす。

(1)課税標準額に準ずるもの
(施行規則第19条第2項第1号関係)

(2)調整控除の額及び税額調整額に準ずるもの
(施行規則第19条第1項第2号関係)

※上記取扱いは、認定時の収入基準の審査(入学から1年半経過後に行うものを除く)、入学年度の適格認定(経済)においてのみ適用する。

※「施行令」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)をいう。

※「施行規則」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)をいう。

Q&A(令和 3 年 5 月 3 1 日版)

Q 1 遡及取消に係る債権（適格認定の判定において学業成績等が著しく不良で「廃止」の区分をうけ、災害・傷病等のやむを得ない事由もなく遡及取消となった者が、返納すべき遡及取消期間の補助金）は、どのように督促するのか。

A 1 学校は、電話又は書面によって督促するものとし、通話記録を残したり、配達記録を利用するなど、督促に係る記録は必ず残してください。

Q 2 学校は、遡及取消に係る債権を何年間保有しておく必要があるのか。また、債権を償却する場合、どのような手続きが必要か。

A 2 学校は、年 1 回以上、5 年間、学生、生徒又は元学生（以下、「学生等」という）に督促して、毎年度の授業料等減免に関する実績報告書（以下、「実績報告書」という）において回収状況等を報告する必要があります。また、5 年を経過した債権は、5 年経過した翌年度の実績報告書（令和 2 年度の遡及取消済分は令和 8 年 4 月提出の令和 7 年度実績報告）に記載することをもって償却することが出来ます。

Q 3 学生等が分割での返納を希望した場合、学校は対応する必要があるのか。

A 3 学生等は分割で返納することも可能です。その場合、学校は適切に債権管理をして、毎年度の実績報告書において報告する必要があります。

Q 4 学生等から返納された補助金について、学校はどのように国に返納するのか。

A 4 学生等から返納された補助金は、翌年度の実績報告書に記載のうえ、国に返納していただきます。様式等は、改めて周知致します。

Q 5 学校の規定では、除籍者の未納分の授業料は免除することになっている。遡及取消の対象になった学生等が授業料未納で除籍となった場合、当該学生等にも返納させる必要があるのか。

A 5 国から学校に対して授業料相当額が交付されており、国が支弁した分は、授業料未納という状況にないため、学校の規定で免除することはできません。

Q&A(令和３年５月３１日版)

Ｑ６ 学生等の返納に係る手数料は、学校の負担か、それとも学生等の負担か。

Ａ６ 学生等の負担軽減に配慮いただきたいと思いますと考えますが、最終的には各学校においてご判断ください。

高等教育の修学支援新制度における専修学校の専門課程(専門学校)に関する留意点

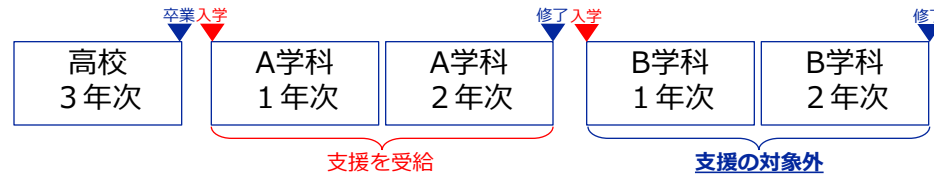
基本的な考え方

- 高等教育の修学支援新制度において、支援の対象となり得るのは専修学校の「専門課程」の生徒。(高等課程、一般課程、附帯教育の生徒は対象外)
- 一度、認定された生徒が支援を受けられる期間は、基本的に当該学科における修業年限までの間(修了まで)である。(A及びCを参照)
- ただし、専門課程である学科から別の学科に異動した場合であって、次に該当するときには支援の対象となる。(Eを参照)
 - 修業年限を終える前に、同一学校種の間で転学をした場合(前の学校の修業年限を終え(修了し)、他の学校に入学した場合には「転学」とはならないことに留意)
 - 修業年限を終える前に、同一の専修学校(専門課程)において、学科等の相互の間で転籍したもの(修了後に異なる学科等に入学した場合には、ここで言う「相互の間」の「転籍」にはならないことに留意)
- 「上級学科」や「専攻科」と称される2番目以降の専門課程に在籍する生徒については、以前に在籍していた学科で支援を受けておらず、かつ、高校卒業後、2番目以降の学科に入学するまでの期間に関する要件(高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内)を満たせば、支援の対象となり得る。(B及びDを参照)

専門課程の間の異動のパターン(例)

A

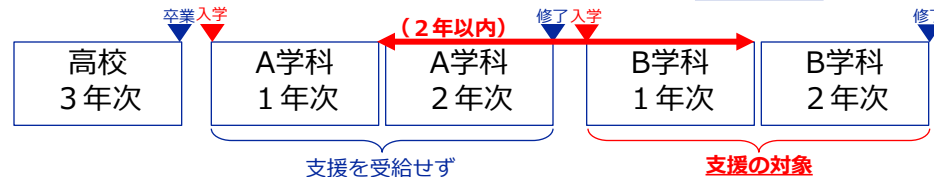
2年制のA学科で支援を受けて修了し、別の2年制のB学科の1年次に入学した場合(A学科には高校卒業の翌年度に入学)



A学科において支援を受けて修了しており(修業年限を終えている)、B学科では支援の対象外

B

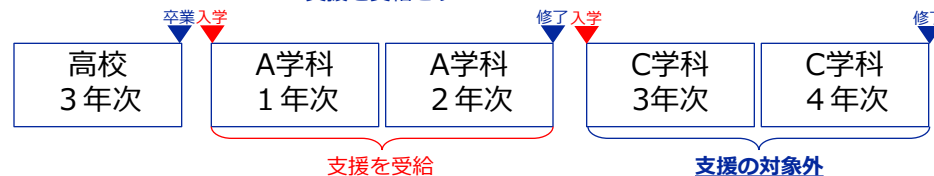
2年制のA学科で支援を受けずに修了し、高校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から2年以内に別の2年制のB学科の1年次に入学した場合



A学科において支援を受けず、B学科に入学したのが高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内であれば支援の対象
(高校卒業からA学科入学までに1年以上の期間が空いている場合は、B学科では対象外)

C

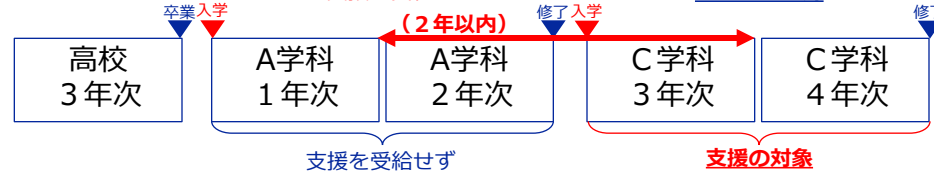
2年制のA学科で支援を受けて修了し、別の4年制のC学科の3年次に入学した場合(A学科には高校卒業の翌年度に入学)



A学科において支援を受けて修了しており(修業年限を終えている)、C学科では支援の対象外

D

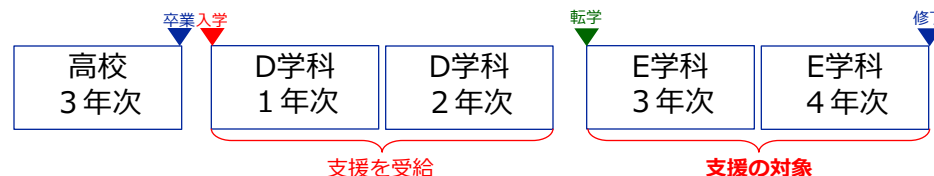
2年制のA学科で支援を受けずに修了し、高校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から2年以内に別の4年制のC学科の3年次に入学した場合



A学科において支援を受けず、C学科に入学したのが高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内であれば支援の対象
(高校卒業からA学科入学までに1年以上の期間が空いている場合は、C学科では対象外)

E

3年制のD学科で2年次まで支援を受け在籍し、修了せずに、3年目から別の専修学校(専門課程)のE学科の3年次に転学した場合※



同一学校種間で転学した場合は支援の対象(ただし、D学科を修了した場合は、ここで言う「転学」とはならず、E学科では支援対象外となる。)

※ 同一の専修学校(専門課程)において、学科等の相互の間で転籍した場合も同様

学校種	設置者	世帯	支援内容	自宅/自宅外	第一種貸与上限額(調整前)	支援区分(所得区分)												第一種貸与所減額(調整後)	給付型奨学金(月額)	授業料減免(年額)	第一種貸与所減額(調整後)	給付型奨学金(月額)	授業料減免(年額)	第一種貸与所減額(調整後)	給付型奨学金(月額)	授業料減免(年額)	第一種貸与所減額(調整後)	給付型奨学金(月額)	授業料減免(年額)	第一種貸与所減額(調整後)	給付型奨学金(月額)	授業料減免(年額)	第一種貸与所減額(調整後)	給付型奨学金(月額)	授業料減免(年額)	第一種貸与所減額(調整後)						
						第Ⅰ区分			第Ⅱ区分			第Ⅲ区分			第Ⅳ区分(多子)																						第Ⅳ区分(理工)			第Ⅴ区分		
						給付型奨学金(月額)	授業料減免(年額)	第一種貸与所減額(調整後)	給付型奨学金(月額)	授業料減免(年額)	第一種貸与所減額(調整後)	給付型奨学金(月額)	授業料減免(年額)	第一種貸与所減額(調整後)	給付型奨学金(月額)	授業料減免(年額)	第一種貸与所減額(調整後)																				給付型奨学金(月額)	授業料減免(年額)	第一種貸与所減額(調整後)	給付型奨学金(月額)	授業料減免(年額)	第一種貸与所減額(調整後)
大学	国公立	1子・2子世帯	給付＋授免	自宅	45,000	29,200	535,800	0	19,500	357,200	0	9,800	178,600	20,300																												
				自宅外	51,000	66,700	535,800	0	44,500	357,200	0	22,300	178,600	13,800																												
				自宅	45,000	29,200	535,800	0	19,500	535,800	0	9,800	535,800	0	7,300	535,800	0														0	535,800	300									
		多子世帯	給付＋授免(多子)	自宅外	51,000	66,700	535,800	0	44,500	535,800	0	22,300	535,800	0	16,700	535,800	0														0	535,800	6,300									
				自宅	45,000	0	535,800	300	0	535,800	300	0	535,800	300	0	535,800	300														0	535,800	300									
				自宅外	51,000	0	535,800	6,300	0	535,800	6,300	0	535,800	6,300	0	535,800	6,300													0	535,800	6,300										
	私立	1子・2子世帯	給付＋授免	自宅	54,000	38,300	700,000	0	25,600	466,700	0	12,800	233,400	21,700																0	233,400	34,500										
				自宅外	64,000	75,800	700,000	0	50,600	466,700	0	25,300	233,400	19,200																0	233,400	44,500										
				自宅	54,000	38,300	700,000	0	25,600	700,000	0	12,800	700,000	0	9,600	700,000	0													0	700,000	0										
		多子世帯	給付＋授免(多子)	自宅外	64,000	75,800	700,000	0	50,600	700,000	0	25,300	700,000	0	19,000	700,000	0													0	700,000	5,600										
				自宅	54,000	0	700,000	0	0	700,000	0	0	700,000	0	0	700,000	0													0	700,000	0										
				自宅外	64,000	0	700,000	5,600	0	700,000	5,600	0	700,000	5,600	0	700,000	5,600													0	700,000	5,600										
短期大学	公立	1子・2子世帯	給付＋授免	自宅	45,000	29,200	390,000	0	19,500	260,000	3,800	9,800	130,000	24,300																												
				自宅外	51,000	66,700	390,000	0	44,500	260,000	0	22,300	130,000	17,800																												
				自宅	45,000	29,200	390,000	0	19,500	390,000	0	9,800	390,000	2,700	7,300	390,000	5,200													0	390,000	12,500										
		多子世帯	給付＋授免(多子)	自宅外	51,000	66,700	390,000	0	44,500	390,000	0	22,300	390,000	0	16,700	390,000	1,800													0	390,000	18,500										
				自宅	45,000	0	390,000	12,500	0	390,000	12,500	0	390,000	12,500	0	390,000	12,500													0	390,000	12,500										
				自宅外	51,000	0	390,000	18,500	0	390,000	18,500	0	390,000	18,500	0	390,000	18,500													0	390,000	18,500										
	私立	1子・2子世帯	給付＋授免	自宅	53,000	38,300	620,000	0	25,600	413,400	0	12,800	206,700	22,900															0	155,000	40,000											
				自宅外	60,000	75,800	620,000	0	50,600	413,400	0	25,300	206,700	17,400															0	155,000	47,000											
				自宅	53,000	38,300	620,000	0	25,600	620,000	0	12,800	620,000	0	9,600	620,000	0												0	620,000	1,300											
		多子世帯	給付＋授免(多子)	自宅外	60,000	75,800	620,000	0	50,600	620,000	0	25,300	620,000	0	19,000	620,000	0												0	620,000	8,300											
				自宅	53,000	0	620,000	1,300	0	620,000	1,300	0	620,000	1,300	0	620,000	1,300													0	620,000	1,300										
				自宅外	60,000	0	620,000	8,300	0	620,000	8,300	0	620,000	8,300	0	620,000	8,300													0	620,000	8,300										
高等専門学校	国公立	1子・2子世帯	給付＋授免	自宅	45,000	17,500	234,600	7,900	11,700	156,400	20,200	5,900	78,200	32,500																												
				自宅外	51,000	34,200	234,600	0	22,800	156,400	15,100	11,400	78,200	33,000																												
				自宅	45,000	17,500	234,600	7,900	11,700	234,600	13,700	5,900	234,600	19,500	4,400	234,600	21,000												0	234,600	25,400											
		多子世帯	給付＋授免(多子)	自宅外	51,000	34,200	234,600	0	22,800	234,600	8,600	11,400	234,600	20,000	8,600	234,600	22,800												0	234,600	31,400											
				自宅	45,000	0	234,600	25,400	0	234,600	25,400	0	234,600	25,400	0	234,600	25,400												0	234,600	25,400											
				自宅外	51,000	0	234,600	31,400	0	234,600	31,400	0	234,600	31,400	0	234,600	31,400												0	234,600	31,400											
	私立	1子・2子世帯	給付＋授免	自宅	53,800	26,700	700,000	0	17,800	466,700	0	8,900	233,400	24,600														0	233,400	33,500												
				自宅外	60,000	43,300	700,000	0	28,900	466,700	0	14,500	233,400	26,000														0	233,400	40,500												
				自宅	53,800	26,700	700,000	0	17,800	700,000	0	8,900	700,000	0	6,700	700,000	0											0	700,000	0												
		多子世帯	給付＋授免(多子)	自宅外	60,000	43,300	700,000	0	28,900	700,000	0	14,500	700,000	0	10,900	700,000	0												0	700,000	1,600											
				自宅	53,800	0	700,000	0	0	700,000	0	0	700,000	0	0	700,000	0												0	700,000	0											
				自宅外	60,000	0	700,000	1,600	0	700,000	1,600	0	700,000	1,600	0	700,000	1,600												0	700,000	1,600											
専修学校	国公立	1子・2子世帯	給付＋授免	自宅	45,000	29,200	166,800	1,900	19,500	111,200	16,200	9,800	55,600	30,500																												
				自宅外	51,000	66,700	166,800	0	44,500	111,200	0	22,300	55,600	24,000																												
				自宅	45,000	29,200	166,800	1,900	19,500	166,800	11,600	9,800	166,800	21,300	7,300	166,800	23,800												0	166,800	31,100											
		多子世帯	給付＋授免(多子)	自宅外	51,000	66,700	166,800	0	44,500	166,800	0	22,300	166,800	14,800	16,700	166,800	20,400												0	166,800	37,100											
				自宅	45,000	0	166,800	31,100	0	166,800	31,100	0	166,800	31,100	0	166,800	31,100												0	166,800	31,100											
				自宅外	51,000	0	166,800	37,100	0	166,800	37,100	0	166,800	37,100	0	166,800	37,100												0	166,800	37,100											
	私立	1子・2子世帯	給付＋授免	自宅	53,000	38,300	590,000	0	25,600	393,400	0	12,800	196,700	23,800														0	147,500	40,700												
				自宅外	60,000	75,800	590,000	0	50,600	393,400	0	25,300	196,700	18,300														0	147,500	47,700												
				自宅	53,000	38,300	590,000	0	25,600	590,000	0	12,800	590,000	0	9,600	590,000	0											0	590,000	3,800												
		多子世帯	給付＋授免(多子)	自宅外	60,000	75,800	590,000	0	50,600	590,000	0	25,300	590,000	0	19,000	590,000	0											0	590,000	10,800												
				自宅	53,000	0	590,000	3,800	0	590,000	3,800	0	590,000	3,800	0	590,000	3,800											0	590,000	3,800												
				自宅外	60,000	0	590,000	10,800	0	590,000	10,800	0	590,000	10,800	0	590,000	10,800											0	590,000	10,800												